

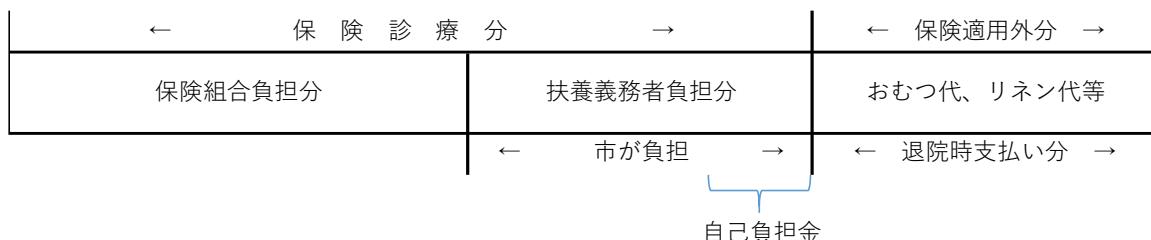
未熟児養育医療の申請をされる方へ

○未熟児養育医療給付制度とは

出生体重が2,000g以下、あるいは身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が入院治療を必要と認めた乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を越谷市が負担する制度です。
(指定養育医療機関での治療に限られます。)

○給付の内容

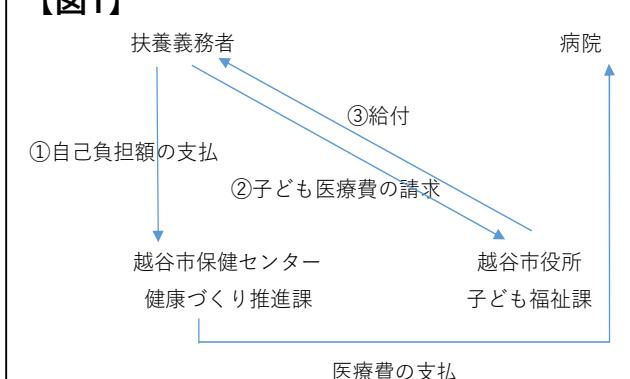
乳児の入院治療でかかった保険診療分の医療費と食事療養費を越谷市が負担します。ただし、世帯の市民税額に応じて自己負担金が生じます。



○自己負担金について

自己負担金については、養育医療の申請受理後、課税証明書等をもとに算定します。

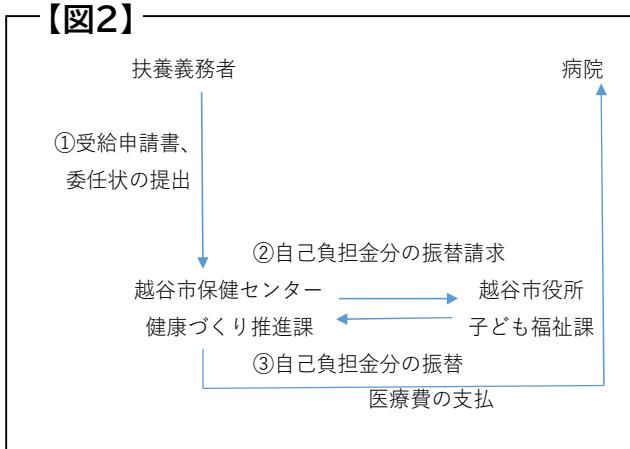
【図1】



通常、自己負担金は、扶養義務者の方が健康づくり推進課に支払います(①)。

この費用は、子ども医療費の支給対象のため、後日、扶養義務者の方が子ども福祉課に請求(②)することで、全額還付(③)が受けられます。
(附加給付のある場合を除く。) (【図1】)

【図2】



なお、養育医療の申請時に「子ども医療費受給申請書」と「承諾書および委任状」をご提出いただくと(①)、扶養義務者の方の代わりに健康づくり推進課が子ども福祉課に自己負担金の振替請求による精算(②③)が可能となるため、「子ども医療費受給申請書」と「承諾書および委任状」のご記入をお願いしています。

これにより、還付請求に係る扶養義務者の方の事務手続きの負担を減らすことができます。 (【図2】)

○申請方法

原則として出生後2週間以内に、必要書類をご準備のうえ、保健センターの窓口にお越しください。（書類は窓口でもご記入いただけます）

○必要書類

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書（養育医療機関で発行されたもの）
- 世帯調書
- こども医療費受給申請書
- 承諾書および委任状
- 保険証（養育を受ける子または扶養義務者のもの）
- 世帯全員分の個人番号がわかるもの
(個人番号カード、個人番号付き住民票等)
- 印鑑
- 市町村民税等証明書（該当する方のみ）

○市町村民税等証明書について

下記に該当する方は、市町村民税等証明書の提出が必要です。

申請時期	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合
住民登録	申請する年の前年の1月1日時点で(※)越谷市民でない場合	申請する年の1月1日時点で(※)越谷市民でない場合
必要書類	申請する年の前々年分の市区町村民税等証明書	申請する年の前年分の市区町村民税等証明書

※生活保護の方は受給証または生活保護受給証明書をお持ちください。

※海外に在住していた方は、本籍地で戸籍の附票を発行してください。

○注意事項

- ・養育医療の申請書の提出期限は、原則として出生後2週間以内です。
- ・市役所市民課で出生届の提出、子ども福祉課で子ども医療費の申請を済ませてから養育医療の申請にお越しください。
- ・申請当日は、地区担当の保健師との面談があります。お時間に余裕をもってお越しください。
- ・申請を受け付けてから、養育医療券がお手元に届くまで約1週間かかります。
- ・養育医療の給付承認期間は、最長で1歳の誕生日の前々日までです。
- ・養育医療の申請後、引っ越しや転院等により申請内容に変更があった際は、必ず下記担当までご連絡ください。

○窓口

越谷市保健医療部健康づくり推進課 総務担当
(越谷市保健センター)

所在地 越谷市東越谷十丁目31番地

電話 048-960-1100

時間 平日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで